

第六次富士市総合計画

前期基本計画（案）

第2部 各論

基本目標 7 快適な暮らしを続けられるまち

～修正案～

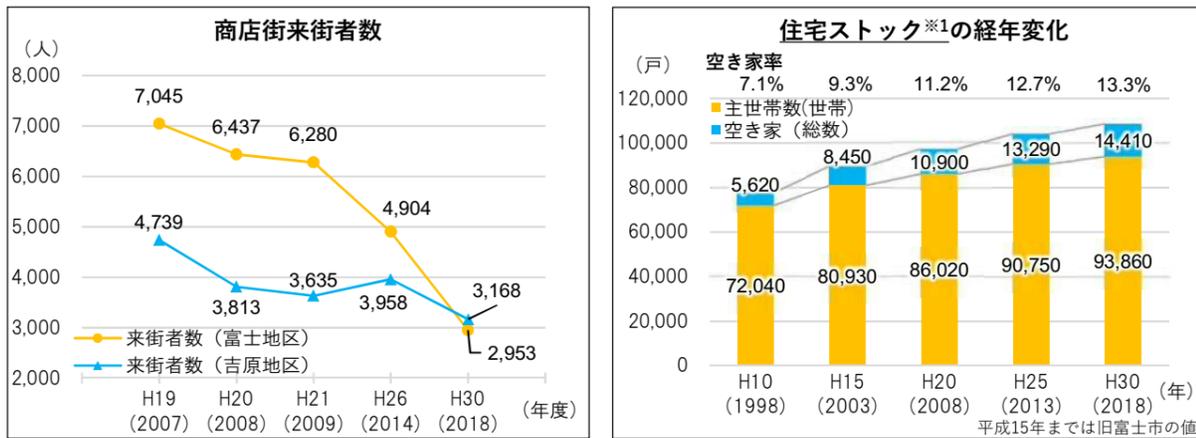
政策分野1 市街地形成

■将来のまちの姿

地域特性に応じた 魅力あふれる暮らしやすいまち

■現状と課題

- 生活利便施設の集積地においても人口減少が予測されている中、生活の利便性や安心して暮らせる環境の確保が求められていることから、長期的視点で集約・連携型の都市づくりを推進する必要があります。
- 都市の中核機能を担うまちなかにおいて空洞化が進んでいることから、利便性が高く誰もが訪れたいと思える魅力ある拠点形成する必要があります。
- 人口減少や市街地の拡散等に伴い、空き家及び空き地が増加していることから、効果的な事後対策と予防保全策を併せて展開する必要があります。



■基本方針

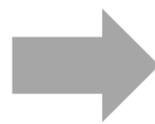
- 人口が減少しても暮らしの質が維持されるよう生活に必要な機能を確保するなど、規制・誘導策を一体的に運用し、土地利用の適正化を図ります。
- 官民が連携して、多様な手法を柔軟に組み合わせ、エリアの価値や持続可能性を高めるため機能の更新・活用を進め、魅力あふれるまちなかの形成を図ります。
- 官民が連携して、都市の空間に関する様々な情報を共有するとともに、空き家・空き地の増加抑制や利活用による適正な管理を促進し、都市のスポンジ化の抑制を図ります。

■成果指標

地域特性に応じた 魅力あふれる暮らしやすいまちである

現状 [令和3年度]

%



目標 [令和8年度]

%

※1 住宅ストック：ストックとは在庫の意味であり、住宅ストックは、特に社会資本としての側面に着目した現存する住宅のことを指す。

■施策

1 土地利用の適正化



- 集約・連携型都市づくりの考えに沿った土地利用の誘導や、地域地区などの都市計画制度の適用を効果的に行い、立地の適正化を図ります。
- 地区住民等と協働で、きめ細かな都市づくりのルールである地区計画制度を導入するなどにより、地区単位での良好な市街地の形成を図ります。
- 土地の埋立てや盛土などが法令や条例に基づき適切に行われるよう取り組み、災害の防止及び環境の保全を図ります。

《主な構成事業》

都市計画マスタープラン規制誘導事業、地区計画導入事業、砂利採取・土採取等規制事業

2 魅力あふれるまちなかの形成



- 富士駅周辺及び吉原中央駅周辺において、再開発事業等により、商業・業務、交流、居住等の都市機能の更新など、市街地環境の整備改善を図り、都市拠点の活性化・再生を促進します。
- 新富士駅周辺において、土地区画整理事業や道路整備事業等の都市基盤整備により、土地利用の増進を促進し、広域の玄関口に相応しい賑わいと質の高い都市空間の創出を図ります。
- まちなかにおいて、公共用地の有効活用により、居心地が良く歩きたくなる空間を形成するとともに、官民連携によるソフト施策を充実させ、ゆとりと賑わいの創出を促進します。

《主な構成事業》

市街地再開発事業促進事業、新富士駅南地区整備推進事業、まちなか拠点形成事業

3 都市のスポンジ化の抑制



- パンフレットや管理ガイドによる意識啓発を行い、空き家の発生を予防します。
- 関係団体との連携を図り、危険空き家の除却のほか、空き家バンクによる利活用や適正な管理を促進します。
- 低・未利用地に関する情報を公開するとともに、官民連携によるマネジメント手法を適用するなど、適正な利用促進を図ります。

《主な構成事業》

空家等対策推進事業、土地利用対策事業

■関連計画

第四次国土利用計画(富士市計画) <改定版>、富士市都市計画マスタープラン、富士市集約・連携型都市づくり推進戦略、第二次富士市住宅マスタープラン(後期計画)、富士市空家等対策計画 ほか

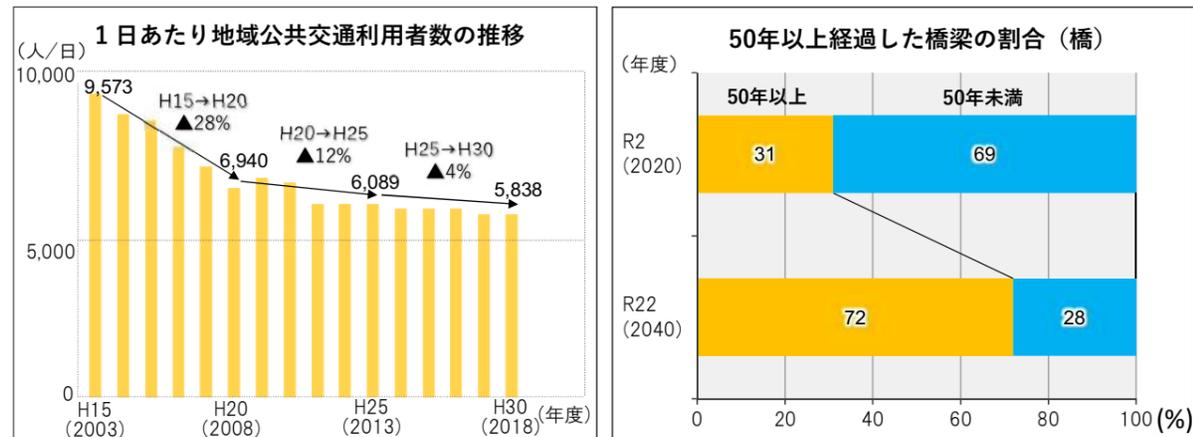
政策分野2 交通・道路

■将来のまちの姿

だれもが安全に円滑な移動ができる快適なまち

■現状と課題

- 1 本市は、自動車に依存した交通体系になっており、公共交通とのバランスがとれていないことから、人口減少時代においても誰もが利用できる暮らしの足を将来にわたり確保する必要があります。
- 2 渋滞解消のほか、誰もが安全に移動できる道路が求められていることから、円滑な道路ネットワークの構築を図るとともに、歩行者や自転車の安全性に配慮した道路整備を進める必要があります。
- 3 道路施設の老朽化が進み、維持管理負担や更新需要の増大が見込まれるため、安全性の確保やトータルコストの縮減などを踏まえた維持管理を行い、快適な道路環境を持続させる必要があります。



■基本方針

- 1 公共交通を集約・連携型都市づくりに欠かせない「都市の装置」として位置付け、官民の適切な役割分担により、その機能を持続させ、移動のしやすさを確保するよう公共交通の充実を図ります。
- 2 市内の南北・東西方向の道路の多重性や代替性を確保するとともに、生活道路や歩行者・自転車走行空間を整備し、安全・安心で快適な道路ネットワークの構築を図ります。
- 3 予防保全の考え方を取り入れた、道路施設の効率的かつ効果的な長寿命化など道路メンテナンスの推進を図ります。

■成果指標

だれもが安全に円滑な移動ができる快適なまちである

現状 [令和3年度]



目標 [令和8年度]

%

%

■施策

1 公共交通の充実



- ▶ 公共交通をみんなで支え・育て・守ることができるよう、市民・交通事業者・行政が協働して利用促進を図るための体制づくりや、市民意識の啓発、環境整備などを推進します。
- ▶ 公共交通の利用が困難で民間事業者が参入できない地区において、コミュニティ交通を行政が自主的に運行するなど、地域の実情に応じた多様な公共交通サービスを提供します。
- ▶ 地域公共交通事業者への運行支援による路線の維持・確保のほか、交通事業者との連携によりデジタル変革やバリアフリー化を促進し利用環境の改善などを図ります。

《主な構成事業》

公共交通振興事業、自主運行バス等運行事業、公共交通支援事業

2 快適な道路ネットワークの構築



- ▶ 南北交通における要である本市場大淵線や、新々富士川橋のアクセス道路となる五味島岩本線など、市内の円滑な移動を可能にする幹線道路を整備します。
- ▶ 日常生活の利便性や消防・救急活動の円滑化、日照・通風の確保など、住環境の改善が図れる安全な生活道路を整備します。
- ▶ 自転車走行空間のネットワークを形成し、安全・快適な移動の確保や本市ならではの観光資源などとの連携を図るとともに、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮した歩道整備を推進します。

《主な構成事業》

本市場大淵線整備事業、五味島岩本線整備事業、中島林町線整備事業、左富士臨港線整備事業

3 道路メンテナンスの推進



- ▶ 橋梁等の道路施設において、長寿命化対策や定期点検の実施による予防保全的な維持管理などを推進します。
- ▶ ICTの活用や定期的なパトロールによる施設破損の早期発見などに取り組み、事故等の防止を図ります。
- ▶ 富士駅・新富士駅等の駅前広場や市営駐車場・駐輪場施設において、適切な整備及び維持管理を行い、利用者の利便性向上を図ります。

《主な構成事業》

橋梁長寿命化・耐震補強事業、道路維持管理事業、駐車場等維持管理事業、駅前広場維持管理事業

■関連計画

富士市地域公共交通計画、都市内幹線道路整備プログラム（道路整備プログラム）、富士市橋梁長寿命化修繕計画、横断歩道橋個別施設計画

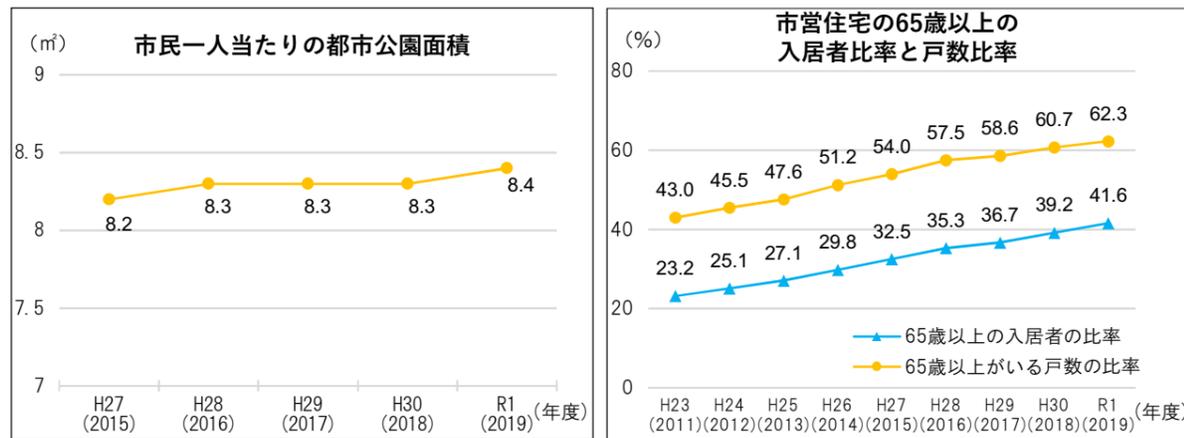
政策分野3 景観・公園・住宅

■将来のまちの姿

富士山が映える景観のもと 花と緑があふれ だれもが安心して住めるまち

■現状と課題

- 1 富士山の景観を活かした美しい都市づくりに関する市民の満足度が低いことから、将来にわたるべき市民共有の財産として、親しみや愛着が持てる景観を形成する必要があります。
- 2 市民の価値観や生活様式などの変化により、レクリエーションや防災など、公園や緑地等の需要が高まっていることから、その機能を活かせる緑のマネジメントを推進する必要があります。
- 3 高齢者の単独世帯や適切な住宅の確保が困難になっている世帯が増加していることから、多様な住宅ニーズに対応した居住環境の形成を図る必要があります。



■基本方針

- 1 市民・事業者等と協働で富士山が映える都市づくりを推進し、本市の特徴を活かせる美しい景観の保全・創出を図ります。
- 2 地域の特性に応じた公園の充足や公園施設の長寿命化対策を図るとともに、多様な主体との連携により緑化を一層進め、花と緑の環境の創出を図ります。
- 3 安全で快適な住宅の建築を誘導するとともに、市営住宅がセーフティネットとして適切に機能するよう取り組むなど、誰もがいつまでも暮らせる安心で快適な住宅の確保を図ります。

■成果指標

富士山が映える景観のもと 花と緑があふれ だれもが安心して住めるまちである

現状 [令和3年度]



目標 [令和8年度]

%

%

■施策

1 美しい景観の保全・創出



- ▶ 富士山の眺望を阻害しない幹線道路沿線建築物や屋外広告物となるよう誘導するとともに、不要な煙突の撤去を促進し、良好なまちなみ景観の形成を図ります。
- ▶ 自然環境やまちなみと調和した優れた屋外広告物の表彰を行い、その内容を広く公開することで、景観に対する市民意識の高揚を図ります。
- ▶ 景観の阻害要因である電柱及び電線の地中化により道路景観の向上を図り、富士山が見える軸づくりを推進します。

《主な構成事業》

景観形成事業、屋外広告物管理事業、無電柱化推進計画策定業務

2 花と緑の環境の創出



- ▶ 富士川左岸緑地の再整備によりスポーツ観光・交流の促進を図るとともに、地域住民の意向に沿った公園整備を推進し、市民の憩いの場となる緑地空間を提供します。
- ▶ 既設の公園施設や街路樹において、予防保全型の考え方にに基づき日常点検や改修を行い、長寿命化対策と適切な維持管理を進めます。
- ▶ 家庭及び地域における緑化を推進するとともに、緑化関係団体との連携を強化し、市民の緑化意識の醸成を図ります。

《主な構成事業》

富士川左岸緑地整備事業、公園緑地維持管理事業、緑化推進活動事業、公園愛護会事業

3 安心して快適な住宅の確保



- ▶ 民間団体等との協働により、耐久性や耐震性、省エネルギー、バリアフリー、子育てに配慮した良質な住宅の普及及び啓発を図ります。
- ▶ 各市営住宅の特性を踏まえ、民間活力を活かした建て替えや改善による再生及び統廃合を進めます。
- ▶ 確実な法令の遵守による適正な建築物や優良建築物の普及促進などを実施し、住宅の安全性確保や良好な市街地形成を図ります。

《主な構成事業》

住宅施策計画推進事業、市営住宅運営管理事業、建築許可・認定等事業

■関連計画

富士市景観計画、富士市景観形成基本計画、富士市緑の基本計画（第二次）、第二次富士市住宅マスタープラン（後期計画）、富士市市営住宅再編計画 ほか